

津山市学校給食施設感染症(主にノロウイルス)対応マニュアル

学校給食運営における危機管理対策として、感染症への対応がある。このマニュアルは、感染症のうちでも、日常的に発生しやすく、感染力も比較的強く、食中毒の原因となり易いノロウイルスへの対応について、学校給食法に規定する学校給食衛生管理基準に沿って、本市の給食事業運営に則した取扱いを定めたものである。

このマニュアルは、学校給食従事者に感染症(主にノロウイルス)の疑いが発生した場合または情報を得た場合に対応する基本的な事項を示したものである。

学校給食従事者とは、教育委員会の費用で定期の検便検査を行う者(※1)の他、調理受託業者の調理従事者、配送受託業者の運転手をいう。

I 基本事項

- (1) 学校給食従事者の健康異常をチェックする。
- (2) 保健給食課と事象が発生した施設長を中心に、関係者全員で対応する。
- (3) 正確な状況を把握し、迅速な行動をとる。
- (4) 二次感染等発症の拡大防止に努める。
- (5) 教育委員会で情報を共有し、役割分担を決め適切に対応する。
- (6) 美作保健所等関係機関と連携を図る。

II 感染症(主にノロウイルス)の疑いが発生した場合の対応

学校給食従事者に感染の疑いがある場合は、上記の基本事項に沿って、次の手順により速やかに対応する。

(1) 発生状況の把握

学校食育センター所長及び学校長は、該当の学校給食従事者の下記事項について、その旨を保健給食課に所定の様式により報告する。

- ① 下痢、腹痛、発熱、嘔吐、吐気など日頃の症状との違い
- ② 発症日時、発症状況
- ③ 一緒に食事を喫食した調理従事者
- ④ 医師の診断の有無と所見

(2) 保健給食課の対応

上記の報告を受けた保健給食課は、状況により次のように対応する。

- ① 該当の学校給食従事者が調理受託業者の調理従事者である場合、学校食育センター所長に対し、該当の学校給食従事者の調理場への立ち入りを控えさせる等の手段を講じるよう指示する。合わせて、調理場を中心に、次亜塩素酸ナトリウム溶液1,000ppmで施設内の

消毒を十分行うよう指示する。

- ② 該当の学校給食従事者が学校食育センター職員、給食支援員、配送受託業者の運転手である場合、学校食育センター所長及び学校長に対し、その者が作業などで触れた箇所を十分消毒するほか、二次感染防止の措置を講じるよう指示する。
- ③ 該当の学校給食従事者が医療機関受診時は、学校食育センター所長及び学校長に対し、高感度の検便検査（リアルタイムPCR法、RT-PCR法等によるウイルスの遺伝子を検出する方法）を行うよう指示し、その経過報告を求める。
- ④ ③の検査により陽性反応があった者と一緒に食事をした学校給食従事者も、検便検査を行うよう指示し、その結果を求める。また、教育委員会で検便検査を行う者については、教育委員会の指定した業者で高感度の検便検査を行い、その結果報告を求める。
- ⑤ 検査後は陰性反応が確認されるまでの間、出勤を見合わせるなどの手段を講じる。
- ⑥ 陽性反応があった者が出勤する場合は、陰性反応が確認できる書類の提出を求める。

（3）教育委員会での協議、対応

学校食育センター所長及び学校長から報告があった場合、速やかに教育委員会に連絡するとともに、教育長、教育次長、保健給食課長、関係各課長でノロウイルス対策会議を組織する。ノロウイルス対策会議は、状況に応じ給食の中止又は継続等を決定する。

給食を中止する場合は、速やかに報道機関へ発表を行うと同時に、津山市のホームページ等広報媒体を活用して市民への情報提供に努める。その際、問い合わせの窓口は保健給食課とする。

その他、状況を把握する中で、児童生徒、教職員等学校給食従事者以外の者にノロウイルスの感染（疑いを含む。）が拡大している等の場合は、学校給食従事者に対して高感度の検便検査を行うよう指示することができる。

本マニュアルの取り扱いは、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

改正後のマニュアルは、平成 26 年 1 月 10 日から施行する。

改正後のマニュアルは、平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

改正後のマニュアルは、令和 元年 6 月 17 日から施行する。

改正後のマニュアルは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(※1) 教育委員会の費用で定期の検便検査を行う者とは、会計年度任用職員(給食支援員)、会計年度任用職員(パート給食支援員)、会計年度任用職員(代員)のほか、保健給食課及び各学校食育センター職員等をいう。

津山市立 学校食育センター 所長 殿

学校給食における感染症（主にノロウイルス）の発生報告書

津山市学校給食施設感染症（主にノロウイルス）対応マニュアル II（1）の規定に準じ、下記のとおり報告します。

発 生 日 時	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分 頃		
発 生 場 所			
発 生 の 状 況			
発症が疑われる 学校給食従事者	(氏名)		(性別)
発症が疑われる 者と一緒に食事 を喫食した 調理従事者	氏 名		性 別
			男 ・ 女
			男 ・ 女
			男 ・ 女
日 頃 の 症 状 と の 違 い	(該当するものを丸で囲む。複数可) 下痢、腹痛、発熱、嘔吐、吐気 その他（簡潔に）()		
医 師 の 診 断 の 有 無 と 所 見	診 断	有・無	所 見
備 考 ※その他お気づ きのことを記入 してください。			

※発生（疑いを含む。）後、速やかに学校食育センターへ提出してください。

記入例

様式（受託事業者用）

令和元年 〇月 〇日

津山市立 〇〇 学校 食育センター 所長 殿

株式会社 △△△△

役職 ○○○○

氏名 ○○○○

学校給食における感染症（主にノロウイルス）の発生報告書

津山市学校給食施設感染症（主にノロウイルス）対応マニュアル II（1）の規定に準じ、下記のとおり報告します。

発 生 日 時	令和 元年 6月 17日（月曜日） 22時 00分 頃		
発 生 場 所	自宅		
発 生 の 状 況	22時頃、下痢と嘔吐の症状があらわれた。朝になっても軽い症状が残っていたため、医療機関でPCR検査を実施。		
発症が疑われる 学校給食従事者	（氏名） 津山 太郎		（性別） 男
発症が疑われる 者と一緒に食事 を喫食した 調理従事者	氏	名	性 別
			男 ・ 女
			男 ・ 女
			男 ・ 女
日 頃 の 症 状 と の 違 い	（該当するものを丸で囲む。複数可） 下痢、腹痛、発熱、嘔吐、吐気 その他（簡潔に）（ ）		
医 師 の 診 断 の 有 無 と 所 見	診 断	有・無	所 見
			ノロウイルスII型が検出されたため、自宅療養し、23日に再検査を行う予定。
備 考 ※その他お気づ きのことを記入 してください。	前日の夕方に家族で外食し、同居の家族にも同じ症状がある。		

※発生（疑いを含む。）後、速やかに学校食育センターへ提出してください。